

第六十五号議案

江戸川区立障害者施設条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者

江戸川区長 多

田

正

見

江戸川区立障害者施設条例の一部を改正する条例

江戸川区立障害者施設条例（平成十九年十二月江戸川区条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人であつて、区長が指定するもの」を「区長が指定する者」に改める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区立障害者施設条例第十五条の規定は、この条例の施行の日以後に公募を開始する指定管理者の指定から適用し、同日前に公募の期間を終了した指定管理者の指定については、なお従前の例による。

（説明）

江戸川区立障害者施設の管理を行わせる指定管理者の要件を緩和し、応募団体の範囲を拡大する必要があるもので、本案を提出いたします。